

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 令和3年3月8日（月） 午後2時40分
2. 場 所 第3委員会室
3. 出席委員 岩藤委員長・林副委員長・三輪委員・吉津委員・橋本委員
中平委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 先野委員
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 石本局長・佐伯主任
8. 協議事項
3月定例会本会議（3月2日）から付託された事件（議案16件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後2時40分 閉会 午後3時39分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和3年3月8日

総務民生常任委員長

岩 藤 睦 子

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

— 開会 14:40 —

岩藤委員長 本日の出席委員については委員 7 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、3 月 4 日に引き続き、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますよう、お願いします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますよう、お願いします。それでは、はじめに、議案第 18 号「長門市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 議案第 18 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料 21 ページに改正の趣旨及び内容等を、また、改正箇所につきましては、22 ページに条例の新旧対照表をお示ししており、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは、自席で待機願います。

— 休憩 14:41 —

— 再開 14:42 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 9 号「令和 3 年度 長門市国民健康保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 国民健康保険事業特別会計につきましては、予算書では 333 ページから、また、予算説明資料では 35 ページから 37 ページにお示ししているとおりでございまして、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

吉津委員 予算書 336 ページ、「1 款 国民健康保険料」、「1 項 国民健康保険料」、「1 目 一般被保険者国民健康保険料」についてお尋ねいたします。平成

30年度に国民健康保険は制度改正が行われ、財政運営の責任主体が県に移行したことにより、県全体の医療費などの見込み費用に対して各市町の被保険者数、世帯数、所得金額のシェアで按分したものが県に納める国保事業費納付金となっております。県に納付する国保事業費納付金をもとに算出される標準保険料率を参考に、各市町が保険料率を決めるようになりましたが、本市における令和3年度の保険料率はどうなっているのかをお尋ねいたします。

松永総合窓口課長 令和3年度の標準保険料率は現行の本市の保険料率に対して所得割はマイナス1.53パーセント、均等割はプラス6,672円、平等割はマイナス5,720円となっており、一人あたりの軽減後保険料は標準保険料率では8万6,738円、本市の新年度予算においては9万1,246円で、本市保険料率の方が4,508円上回っております。なお、令和3年度当初予算においては現行の保険料水準で推計した予算額では、県に納付する国保事業費納付金に3,200万円の財源不足が生じる見込みのため、基金からの繰入金を計上しております。

林委員 関連質疑を行います。令和3年度の保険料の算定にあたって一般被保険者の見込み世帯数が5,365世帯、それから一般被保険者の見込み数が8,037人となっておりますけども、この平均所得と1世帯並びに1人あたりの平均保険料、そして所得に占める保険料負担率についてお尋ねいたします。

末廣保険管理係長 令和3年度の保険料算出に用いた国保加入世帯の平均所得は79万1,057円、1世帯あたりの平均保険料は13万6,691円、一人あたりの平均保険料は9万1,246円、所得に占める保険料負担率は17.28パーセントとなっております。これらの数値は令和2年10月時点の賦課台帳を基本に算出したものになります。

中平委員 関連ですけど、国保料の徴収猶予など、コロナ禍による制度改正は令和3年度予算に反映されているのかをお伺いいたします。

松永総合窓口課長 令和3年度においてコロナ禍の影響による制度はございませんが、傷病手当金につきましては感染の療養のために労務に服することができない場合の支給対象期間が令和3年2月19日付け厚労省事務連絡により令和3年6月30日まで延長しております。傷病手当金における令和3年度予算対応につきましては予算要求時点では対象期限が令和3年3月31日までであったことと、令和2年度において支給実績がなかったことから、予算計上はしていません。

吉津委員 一般被保険者国民健康保険料の滞納繰越分に関してお尋ねをいたします。本年2月末現在、資格証明書、短期被保険者証の交付はどうなっているのか、また当該年度における差し押さえの件数、厚労省の滞納処分の基準についてお尋ねをいたします。

大石総合窓口課長補佐 資格証明書につきましては34世帯、47人、短期被保

険者証は 68 世帯、113 人に交付しております。また、差し押さえ件数につきましては現時点で 23 件、換価金額としましては約 131 万 7,000 円となっております。また、預金差押えが主なものとなっております。次に厚労省の滞納処分の基準ですが、基準というところでは、給与等の差し押さえ禁止の基準といたしまして、生活保護法における生活扶助の基準となる金額、これにつきましては支給の基礎となった期間 1 カ月ごとに 10 万円と、滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族がある場合はこれらのもの 1 人につき 4 万 5,000 円を加算した額となりますが、こちらの方を差し押さえすることができないこととなっております。また、滞納処分の停止における生活困窮の基準として、滞納処分の執行等を行うことによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときには滞納処分の執行を停止することができるとされております。

中平委員 予算書 347 ページ、コード番号「900 一般管理費」についてお尋ねいたします。前年度に比べ、383 万 2,000 円の減額計上となっておりますが、この要因についてお尋ねいたします。

末廣保険管理係長 一般管理費ですけれども、去年はオンライン資格確認にかかるシステムの改修委託料というのが 570 万 9,000 円ございました。それが今年度は平成 30 年度の税制改正対応のシステム改修を予定しておりますけれども、それが 143 万 6,000 円で、システム改修委託料だけで差引マイナスの 427 万 3,000 円となっております。それが主な減額の理由となります。

中平委員 予算書 357 ページ、コード番号「900 特定健康診査等事業費」についてお尋ねいたします。前年度に比べ、手数料が 358 万 2,000 円の増額計上となっておりますが、この要因についてお尋ねいたします。

武林医療給付係長 令和 2 年度当初予算策定時におきまして、特定健診未受診者受診勧奨事業を実施可能な事業者へ業務委託する予定としておりましたので約 360 万円を委託料に計上しておりましたが、その後山口県国保連合会が同様の事業を県内市町取りまとめて斡旋することでより安く行えることが分かりましたので山口県国保連合会を通し、事業を実施し、国保連合会へ事務手数料を支払うこととなりました。この度、令和 3 年度の予算には当初より未受診者受診勧奨事業にかかる事務手数料約 360 万円を手数料の方に計上したため、前年度と比べ 352 万 7,000 円の増となっております。

吉津委員 医療費のことについてお伺いします。県全体の医療費の動向が各市町の保険料負担へ影響するようになっておりますが、令和 2 年度の本市を含む医療費の動向はどうなっているのか、外来一人あたりの医療費や入院一人あたりの医療費など、それぞれ具体的にご説明をお願いします。

松永総合窓口課長 国保加入者一人あたりの医療費で申し上げますと、まず県内平均と本市はともに平成 30 年度から令和元年度にかけて増加しており、令和

2年11月診療分までの集計から見て、令和2年度においてもさらに増加すると思われま。また、県内平均と本市とを比較いたしますと、平成30年度、令和元年度において、本市が県内平均を上回り、令和2年11月診療分までの集計から見て令和2年度においても本市のほうが高額になることが見込まれます。従いまして、一人あたりの医療費の動向につきましては増加傾向にあると思われま。

岩藤委員長 ほかにご質疑はございませんか（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

林委員 それでは、議案第9号「令和3年度長門市国民健康保険事業特別会計予算」について、反対の立場で討論を行います。議案第9号に係る令和3年度国民健康保険事業特別会計予算の総額は、前年度当初予算に比べ、2.6パーセント減の48億6,275万2,000円となっております。さて、令和3年度の保険料算定に当たって、一般被保険者世帯数は5,365世帯、一般被保険者数を8,037人と見込み、国保加入世帯の平均所得は79万1,057円、1世帯当たりの平均保険料は13万6,691円、1人当たりの平均保険料は9万1,246円、所得に占める保険料負担率は17.28パーセントとなっております。ご承知のように、他の医療保険に入ることができない人達の医療保障をどうするのか、このことが検討された1958年（昭和33年）に新しい国民健康保険法が成立し、国民皆保険の中核である新法には旧法にあった相互扶助の精神は消え、その第1条には「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあり、さらに第4条は「国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならない」として、国の責務を明らかにしております。現在、コロナ禍に加えて、貧困と格差が広がるもと、本市をはじめ、市町村が運営する国民健康保険事業に対し、「低所得者が加入する医療保険であるにも関わらず、保険料が高い」という「国保の構造問題」は、全国知事会・全国市長会などの地方団体も解決を求めており、この矛盾は国庫負担の大幅増額によってしか解決できないということを度々指摘しております。高すぎる保険料を引き下げ、国保の構造的な問題を解決するには、公費を投入するしかありません。もともと、現行の国民皆保険制度がスタートした1961年当初、政府は「国民健康保険は、被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額国庫が負担する必要がある」と認めております。本市をはじめ、市町村が運営する国民健康保険事業は、住民の負担能力をはるかに超える保険料によって、全国各地で大問題になっております。こうした事態を引き起こした元凶は、国の予算削減にあります。国は1984年の法改定で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を

抑制し続け、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50%から、2015年度には20.3パーセントにまで下がっております。私ども議会は一昨年の12月定例会において「国民健康保険の安定運営に係る財政基盤の強化を求める意見書」を全会一致で可決し、政府関係機関に送付しておりますが、国民健康保険法に定められた社会保障制度としての本来の趣旨に立ち返り、病気になったとき、誰もがいつでもどこでも安心して医療にかかれ、安心して生活ができる国民健康保険制度を確立するために、市としても引き続き市長会などを通じて、国に対して国庫負担の水準をもとに戻すように求めて頂きたいと思っております。令和3年度の保険料は、予定収納率96.5パーセントを見込んで算定されておりますが、長引く不況の影響で、休職・失職・廃業・休業などで収入がなくなり、あるいは所得が減る中で、払いたくても払えないという世帯が増えております。滞納問題を考える場合、なぜ納めないのかという姿勢ではなく、どうしたら納められる条件、生活になるのか、その立場で臨むことが大事であります。解決への道筋を指し示すことによって、保険料だけではなく、ほかの滞納分も納付できる道が開け、結果的には滞納の解消につながっていくものと考えております。こういった点をさらに研究、検討し、各課がしっかり連携していくべきとの意見を申し上げておきます。国保行政は、自治事務であり、個別の対応は市町村の裁量に委ねられております。全国的には保険料の引き下げに踏み切る自治体もあり、その経緯や財源は様々であります。保険料の引き下げを求める住民の世論と運動はもちろん、もはや負担は限界という市町村の判断によるものであります。

平成30年度から国民健康保険事業は市町村と都道府県が共同で運営する新制度に代わっております。「都道府県化」された国保は6年サイクルで運営されますが、国は、今後4、5年かけて、国保料（税）を標準保険料率に統一していくことを自治体に要求しています。また、標準保険料率以外にも、都道府県と市町村の繰入解消や医療費削減の取り組みを政府が採点し、成績の良い自治体に予算を重点配分する保険者努力支援制度、都道府県が市町村の繰入解消や収納率向上の取り組みを指導する赤字削減・解消計画など、住民負担増や給付削減につながる仕組みが新たに導入されております。しかし、市町村の判断で一般会計の繰入が可能であることは、厚生労働省もたびたび答弁しており、そもそも、地方自治体が条例や予算で住民福祉のための施策を行なうことを、国が禁止したり、廃止を強制したりすることは、憲法が定める地方自治の本旨と条例制定権を侵す行為であります。そのため、国も、標準保険料率は参考値で、自治体に従う義務はないと答弁せざるを得ないのであります。国保の運営主体である市町村と都道府県が、国のやり方を一緒になって推進するのか、住民を守

る防波堤になるのかが問われております。現在、乳幼児医療など福祉医療費助成制度に対しては、市単独分と合わせて県2分の1、市が2分の1を負担し、一般会計から法定外の繰り入れが行われております。福祉医療費助成制度の繰り入れと同様、こうした政策的な経験を生かしていただきたいと思っております。最後に、医療費の動向については、被保険者は減少しているものの、一人当たりの医療費は高齢化と医療の高度化により、総医療費は伸びる傾向にあります。こうした中で、特定健診や特定保健指導の受診率向上に向けた取り組みをよりいっそう推進するとともに、今後とも引き続き、予防医療や健康づくり事業など、保健事業をより充実させ、住民の健康に関する意識を高めることも重要であります。疾病の早期発見早期治療は国保財政の健全化に役立つものと考えております。終わりに、あえて討論はいたしません。本議案と関連する後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつける稀代の悪法であり、廃止を求める立場から議案第12号「令和3年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算」についても同様の趣旨であることを申し上げて、意見といたします。

岩藤委員長 ほかにご意見はございませんか（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第12号「令和3年度長門市後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 後期高齢者医療事業特別会計につきましても、予算書では415ページから、また、予算説明資料では40ページにお示ししているとおりであり、特に、補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員 予算書418ページ、「1款 後期高齢者医療保険料」「1項 後期高齢者医療保険料」の1目、2目についてお尋ねします。特別徴収分が3億3,375万7,000円、普通徴収分が1億6,542万4,000円ですが、前年度に比べて共に減額計上されております。この要因と、山口県後期高齢者医療広域連合の被保険者一人あたりの保険料賦課額はどうなっているのかをお尋ねいたします。

松永総合窓口課長 保険料の減少理由ですが、後期高齢者医療制度の被保険者数が減少していることと、令和2年度が2年に1回の保険料率の見直しの年であったことから令和2年度予算は仮の保険料率で算定いたしました。令和3年度予算は仮の保険料率を下回る、実際の保険料率で算定したことによるものです。また、被保険者一人あたりの保険料賦課額は山口県後期高齢者医療広域

連合からの資料によると 7 万 7,627 円となっております。

中平委員 関連ですが、病院などを受診した際の窓口で支払う自己負担額は原則 1 割ですが、高所得者は 3 割負担になると思いますが、具体的には単身世帯で年収 383 万円、夫婦二世帯で年収 520 万円以上の場合が 3 割負担となりますが、令和 2 年度の保険料算定にあたって対象見込者数はどうなっているのか、お尋ねいたします。

末廣保険管理係長 令和 3 年 1 月末の時点の数字になりますけども、被保険者数は 7,586 人で、そのうち 3 割負担の対象者数は 219 人となっております。

中平委員 軽減所得者の保険料を軽減する措置があると思いますが、令和 3 年度も同様の措置が取られるのか、お尋ねします。これは 2 年当初で先野委員も言われていりましたが、軽減措置率の変更がされたとのことなのでおたずねいたします。

松永総合窓口課長 軽減措置は世帯の所得状況に応じて均等割額の軽減が行われます。軽減内容は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定され、7 割、5 割、2 割の軽減が行われます。ただし、7 割軽減の対象の方は平成 30 年度まではさらに上乘せして軽減されておりましたが、令和元年度から段階的に本来の軽減割合への見直しが行われ、令和 3 年度からは本来の 7 割軽減となります。

中平委員 予算書 423 ページ、コード番号「001 職員人件費」が 724 万 7,000 減額計上された要因についてお尋ねいたします。

松永総合窓口課長 令和 2 年度当初予算におきましては、前年どおり職員を 2 名で計上しておりましたが、職員が 1 名減となりましたので令和 3 年度におきましては 1 名で計上しておりますため、減額となっております。

中平委員 言い方が辺ですけど、1 人で大丈夫なんですか。過重労働等にはなりませんか。

松永総合窓口課長 一応予算上はこちらの後期高齢者医療の担当が 1 名減ということで計上しておりますけども、実際には全員で協力し合って仕事をさせていただいていますので、大変ではありますけども、みんなに頑張ってやっております。

岩藤委員長 ほかにご質疑はありませんか（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。）

岩藤委員長 次に、議案第 19 号「長門市国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 議案第 19 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料 23 ページに改正の趣旨及び内容等を、また、改正箇所につきましては、24 ページから 25 ページに条例の新旧対照表をお示ししており、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 19 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手全員です。よって、議案第 19 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の方は、自席で待機願います。

— 休憩 15 : 12 —

— 再開 15 : 13 —

岩藤委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 11 号「令和 3 年度長門市介護保険事業特別会計予算」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 介護保険事業特別会計につきましては、予算書では 377 ページから、また、予算説明資料では 38 ページから 39 ページにお示ししているとおりであり、特に、補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

吉津委員 予算書 380 ページ、「1 款 保険料」、「1 項 介護保険料」、「1 目 第 1 号被保険者保険料」についてお尋ねいたします。令和 3 年度の予算における介護保険料の特別徴収及び普通徴収の被保険者数の見込みについてお尋ねいたします。

河村介護支援係長 予算額の算出にあたっては、近年の調定額の平均的割合により算出しております。この割合を基に第 1 号被保険者見込人数 1 万 4,056 人を按分しますと、特別徴収対象者 1 万 3,044 人、普通徴収対象者 1,012 人との試算になります。

吉津委員 介護サービスを受けるには 1 割の自己負担が必要になりますが、前年度の所得に応じて自己負担率が 2 割あるいは 3 割になります。令和 3 年度予算における対象見込者数についてお尋ねいたします。

河村介護支援係長 予算編成におきましては具体的な人数は見込んでおりませ

んが、令和2年10月末までの平均認定者数につきましては1割負担者が2,613人、2割負担者が100人、3割負担者が41人となっており、この割合を基に令和3年度の認定者数の見込人数2,741人を按分いたしますと1割負担者が2,601人、2割負担者が99人、3割負担者が41人との試算になります。

岩藤委員長 ほかに関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご質疑はありますか。

吉津委員 予算書390ページ、2款「保険給付費」、1項「サービス等諸費」、3目「施設介護サービス給付費」についてお尋ねいたします。本年2月末現在、本市の特別養護老人ホームへの入所を待つ待機者数についてお尋ねいたします。

河村介護支援係長 特別養護老人ホームの入所待機者数につきましては、市独自の調査を実施しておりませんので2月末の実数は把握できておりませんが、県が令和2年度に実施しました調査によりますと、令和2年4月1日現在、長門市におきましては234人の待機者数となっております。

林委員 予算書396ページ、「3款 基金積立金」、「1項 基金積立金」、「1目 介護給付費準備基金積立金」についてお尋ねいたします。この介護給付費準備基金の性格というか、こういったものなのか、どういうふうに認識されているのかお尋ねいたします。

松尾高齢福祉課長 準備基金につきましては、介護保険の運営について3年計画を立てまして3年間の収支により行っております。介護給付費の準備基金につきましては、介護保険事業特別会計におきまして発生いたしました余剰金を積み立てたもので、計画期間の終了時に適正な水準を確保した上でこの基金を取り崩すこととしており、介護保険料の基準額を引き下げることができます。介護給付費の増加が懸念する中で、基金の適正な水準を確保した上で基金を取り崩すことにより今後も財政の健全化及び給付の適正化に努め、介護保険制度の安定的な運営を図ってまいりたいと考えております。

林委員 それで今の松尾課長のご説明を踏まえてちょっと言いますけれども、例えばこの令和2年度末の基金残高の見込額及びこの基金を全て取り崩すと仮定した場合、この令和3年度から令和5年度の保険料というのはどう変わるのか、重ねてお尋ねいたします。基準保険料ですね、どう変わるのかお尋ねいたします。

佐方高齢福祉課長補佐 令和2年度末の介護給付費準備基金の残高見込は、運用利息を含めて4億1,529万3,927円となっておりまして、この全額を取り崩した場合には、令和3年度から令和5年度までの標準月額介護保険料は4,549円と試算されます。

中平委員 予算書401ページ、予算説明資料39ページです。認知高齢者家族等支援事業の対象者数、機器の個数、補助率についてお尋ねいたします。

上野地域包括ケア推進室主査 高齢者家族等支援事業における対象者数及び機器の個数についてでございますが、令和元年度、長門警察署管内で認知症等で保護された案件が15件とのことから20件を見込んでおります。また補助につきましては、位置情報サービス機器の購入に係る初期導入費用や登録諸経費、レンタルに係る初回費用を上限2万円として1人につき1回を補助することとしております。購入に係る費用は商品による差異はございますが、おおむね2万6,000円程度、レンタルに係る初回費用は8,000円程度となり、購入かレンタルかにつきましては利用者家族の意向によるものとなります。また、導入後の月々の費用は自己負担となります。

中平委員 補助を受ける場合、この申請方法等をお尋ねいたします。

上野地域包括ケア推進室主査 補助を受ける場合の申請の方法についてでございますが、長門市役所の高齢福祉課のほうに申請をいただくこととなりますけれども、ご家族等がその利用の申請をいただくこととなります。申請にあたりましては、その内容を確認した上で補助の可否を決定し通知することとなります。

中平委員 その位置情報等は警察、消防、市職員等で共有するのかをお尋ねいたします。

上野地域包括ケア推進室主査 位置情報につきましては、日常的に履く靴や鞆などにGPS専用の端末を装着いたします。GPS機能により位置情報を定期的に発信をいたしますので、ご家族が高齢者の現在地を知りたいときにパソコンやスマートフォンなどで位置を検索することとなります。ご家族が利用することとなりますので、行方不明等でご家族が警察のほうに捜索願を出された折には、ご家族の意向によって関係機関のほうに情報を共有することが考えられます。

岩藤委員長 ほかに関連質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、ほかの質疑を受けます。ご質疑はありますか。

中平委員 予算書403ページ、コード番号「900 その他事業」の成年後見人等助成事業についてお尋ねいたします。令和3年度予算における事業内容と、当該事業の対象者見込数をお尋ねいたします。

上野地域包括ケア推進室主査 成年後見利用支援事業に基づく事業といたしまして、こちらの予算のほうで成年後見制度市町申し立てに関する支援であるとか、後見人にお支払をする後見報酬の助成を行うものをこちらで計上させていただいております。令和元年度市長申立件数6件、後見報酬5件の実績により、当初予算申立件数10件、後見報酬6件を見込み、計上しているものでございます。

岩藤委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありません

か。

林委員 それでは、ただ今議題となっております議案第 11 号「令和 3 年度長門市介護保険事業特別会計予算」について反対の立場で討論を行います。議案第 11 号に係る令和 3 年度介護保険事業特別会計の総額は、前年度当初予算に比べ、4.0 パーセント増の 43 億 9,519 万 7,000 円となっております。さて、令和 3 年度の保険料算出にあたっては、第 1 号被保険者見込み人数を 14,056 人とし、この内、特別徴収対象者 1 万 3,044 人、普通徴収対象者 1,012 人とし、標準保険料（第 5 段階）を年額の保険料を 5 万 9,880 円と見込んでおります。

第 8 次長門市高齢者健康福祉計画の中で令和 3 年度から令和 5 年度の標準月額保険料は 4,990 円に据え置かれております。保険料を据え置いた要因として、介護給付費準備基金の増加、新型コロナウイルス感染症にともなう収入等経済状況を考慮した負担増の抑制、計画期間の 3 年間は新規の施設整備の予定がないことなどをあげております。保険料の値上げを中止し、だれもが安心して利用できる制度のために、基金を取り崩し、保険料を据え置いた点は大いに評価するものであります。

この点で、厚生労働省介護保険計画課は 2017 年の第 7 期事業計画にあたって、「介護給付費準備基金の取り崩しについて」次のように留意事項を述べております。

「介護保険制度において、計画期間内に必要となる保険料については各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることから、計画期間の終了時の介護給付費準備基金の剰余額は次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方である。言うまでもなく、介護給付費準備基金の適正な水準は保険者が決定するものであるが、各保険者におかれては上記の考え方に基づき、その適正な取崩しを含め、検討いただきたい」としております。つまり、「計画期間終了時に残った介護給付費準備基金については、次期計画期間の保険料抑制に使いなさい」と指導しているのであります。介護給付費準備基金は他の基金と性格が異なり、「将来のための備え」ではないことを意味するもので、そもそも介護給付費準備基金の原資は、第 1 号被保険者が納め過ぎた超過保険料であります。国や県に対する支払基金の超過交付分は返還されるため、基金の原資には含まれず、本来は第 1 号被保険者に返還すべき性質のお金であります。

令和 2 年度末の介護給付費準備基金の残高見込みは、運用利息を含めて 4 億 1,529 万 3,927 円となっており、この全額を取り崩した場合、令和 3 年度から令和 5 年度までの介護保険料は、月額 4,549 円と試算されており、標準月額保険料を 4,990 円に据え置いた点は評価しつつ、激励の意味を込めてもうひと頑張りしていただきたいと思っております。介護保険制度は、20 年前「家族介護から社会

で支える介護へ」というスローガンをかかげて導入されましたが、実際には、要介護度に応じてサービス内容や支給額が制限され、スタート当初から「保険あって介護なし」と言われてきました。また、家族の介護のために仕事をやめる介護離職が年間 10 万人近くに上り、「介護難民」と呼ばれる行き場のない要介護高齢者が数十万人規模にのぼるなど、介護をめぐる問題が、高齢者はもちろん現役世代にとっても重大な不安要因となっています。

実際、「要支援 1・2」の訪問・通所介護を保険給付から外し、福祉用具などの厳しい利用制限、生活援助の基準時間の短縮、1割の利用料負担は、所得が一定額を超える高齢者の利用料負担を 2割から 3割に引き上げ、介護施設の食費・居住費の負担を軽減する「補足給付」の対象の絞り込みが行われるなど、介護保険の創設を主導した元厚生労働省幹部からも、このままでは介護保険は「国家的詐欺」の制度になるという危惧の声もあがっております。保険料・利用料の高騰を抑えながら、制度の充実や基盤の拡充を図り、本当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を大幅に増やすしかありませんが、引き続き市長会等を通じて国への申し入れを行っていただくように要望するものであります。また、コロナ禍に加え、高齢者本人や家族の貧困が深刻化するなか、保険料が年金天引きの対象とならない年金月額が 1 万 5,000 円以下の人の保険料の滞納も問題となっており、市独自の利用料負担軽減、保険外サービスの実施などに踏み出すべきであります。そのことを申し上げまして、議案第 11 号に対する意見といたします。

岩藤委員長 ほかにご意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 20 号「長門市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 議案第 20 号の条例改正につきましては、別添の議案参考資料 26 ページから 27 ページに改正の趣旨及び内容等を、また、改正箇所につきましては、28 ページから 30 ページに条例の新旧対照表をお示ししており、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですのでこれより質疑を行います。ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 35 号「長門市

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 議案第 35 号の条例改正につきましては、別添の追加議案参考資料 7 ページに改正の趣旨及び内容等を、また、改正箇所につきましては、8 ページから 14 ページに条例の新旧対照表をお示ししており、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

中平委員 この指定居宅介護支援事業所には規模の大小、人員数の規定があるのかをお尋ねいたします。

佐方高齢福祉課長補佐 居宅介護支援事業所の規模につきましては、面積の規定がございませんが、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに指定居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならないと規定されています。また、人員につきましては常勤の管理者の配置、利用者 35 人に対しまして介護支援専門員を 1 人配置することが規定されています。

岩藤委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 35 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 36 号「長門市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

光永市民福祉部長 議案第 36 号の条例改正につきましても、別添の追加議案参考資料 15 ページに改正の趣旨及び内容等を、また、改正箇所につきましては、16 ページから 56 ページに条例の新旧対照表をお示ししており、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 36 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 36 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 37 号「長門市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

光永市民福祉部長 議案第 37 号の条例改正につきましても、別添の追加議案参考資料 57 ページに改正の趣旨及び内容等を、また、改正箇所につきましても、58 ページから 75 ページに条例の新旧対照表をお示ししており、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 37 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 37 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 38 号「長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いいたします。

光永市民福祉部長 議案第 38 号の条例改正につきましても、別添の追加議案参考資料 76 ページに改正の趣旨及び内容等を、また、改正箇所につきましても、77 ページから 81 ページに条例の新旧対照表をお示ししており、特に補足説明はございません。

岩藤委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ声あり。）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 38 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 38 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。